

家の新築及びリフォームを計画されている方

浄化槽設置整備事業補助金をご利用ください

合併浄化槽をご存知ですか。トイレの汚水だけではなく、台所や風呂場からの生活排水も浄化するので、河川や海を水質汚濁から守るのに大きな役割を果たします。合併浄化槽を使用することで、地域環境の保全にご協力をお願いします。

合併浄化槽の設置には補助金の制度があります。なお、家を新築される方以外にも現在汲み取り式のトイレや単独浄化槽を設置している方で、合併浄化槽に改修される場合にも、新築と同様に補助を受けることができます。

平成29年度より合併浄化槽へ転換する際の単独浄化槽の撤去費用も補助対象（90,000円）とします。

補助対象の予定基数等

浄化槽の大きさ	予定数	補助金の額	基準となる居住用面積等※
5人槽	14基	332,000円	居住用面積が150㎡以下
7人槽	7基	414,000円	居住用面積が150㎡以上
10人槽	1基	548,000円	2世帯住宅
11～50人槽	2基	548,000円	店舗兼住宅

※浄化槽の大きさについては、算定基準がありますので、浄化槽設置業者の方とご相談ください

- 申し込み 平成29年9月6日（水）から9月29日（金）までにお申し込み下さい。
- 申し込み基数が予定数を上回る場合は、抽選となります。
- 補助を受ける要件等は次のとおりです。

補助対象となる要件

1. 田地区の農業集落排水対象地域を除く湯浅町内に浄化槽を設置される方。
2. 湯浅町に住所を有する方、または、設置後に湯浅町内に住所を有する方。
3. 平成30年3月31日までに事業を完了し、書類提出可能な方。
4. 下記浄化槽管理講習会を受けられた方。

浄化槽管理講習会のご案内

新築やリフォームで合併浄化槽を設置された方や設置を予定されている方を対象に浄化槽管理講習会が下記のとおり開催されますので、ご家族のうちでどなたかお一人は必ず受講して下さい。なお、当日は受講済証書を発行しますので、受付で本人確認のため、運転免許証等の提示をお願いします。

開催日	会場	開始時刻
10月24日（火）	広川町役場3階大会議室	午後1時30分～
11月17日（金）	金屋文化保健センター	午後1時30分～
12月12日（火）	有田市役所3階第1・2会議室	午後1時30分～
平成30年2月8日（休）	湯浅町総合センター2階	午後7時～

お問い合わせ等は、住民環境課 環境係（64・1102）までお願いします。

太陽光発電システム 設置補助金の募集をします

自然のエネルギーを利用して低炭素社会の実現に寄与するため、太陽光発電システムを住宅に設置する方に対して、補助金を支給します。

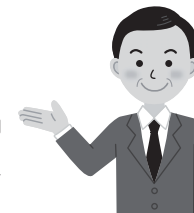
補助金の額は、太陽電池モジュールの公称最大出力1kw当たり35,000円（上限3kw 105,000円）

- 申込は、平成29年9月6日（水）～9月29日（金）までにお申し込み下さい
- 申込が多数で、予定している金額（5基）を上回った場合は、抽選となります。
- 支給要件は、次のとおりです。
 - ・湯浅町に住所を有し、その住所に住居している方若しくは、設置後に居住を予定している方
 - ・電力会社と電気受給契約をした方
 - ・平成30年3月31日までに設置が完了する方

お問い合わせは 住民環境課 環境係（☎64・1102）までお願いします。

出張年金相談のお知らせ

和歌山西年金事務所が、湯浅町で偶数月第1木曜日出張年金相談を行います。相談は完全予約制となっていますので、和歌山西年金事務所にお申し出下さい。なお、その際は、基礎年金番号や相談内容について確認します。本人以外の方がお越しになる場合は、委任状が必要になるケースがありますので、事前に年金事務所でご確認ください。



- 実施日 平成29年10月5日（木）
 実施時間 10時～15時（最終受付14時）
 実施場所 湯浅町役場 1階 多目的室
 予約受付 和歌山西年金事務所 お客様相談室 ☎073・447・1660
- 注1）出張年金相談では、主に年金給付に関する相談のみとなります。国民年金保険料の徴収、厚生年金適用関係の届書の受理等は行えません。
 注2）出張年金相談は完全予約制となっています。予約が定員を上回った場合は、受付を中止させていただきます。

出張年金相談のメリット

- ▶ 普段、役場で受け付けてもらえない書類の提出が出来る
 厚生年金に加入していた人や、第3号被保険者期間のある人の年金請求、遺族厚生年金の請求など、役場を経由しない請求書等の提出ができます。年金の請求には、それぞれの年金加入状況にあわせて異なる添付書類が必要ですので、ご予約の際に確認しておくことをお勧めします。
- ▶ 将来の年金受給見込額の試算をしてもらえます
 年金の受取額は、それぞれの年金加入状況やもらい方（繰上・繰下請求）によってかわります。年金事務所への直接来訪、ねんきんネットを利用する方法などがありますが、この機会に、将来の生活設計の参考に、確認してみたいかでしょうか。なお、見込額試算は、50歳以上の方に限られます。
- ▶ 個別の年金加入状況に応じた年金相談が受けられる
 年金は、加入状況や納付状況、生年月日など、様々な条件が組み合わさった仕組みです。出張年金相談では、日本年金機構の保有する年金加入状況を元に、個別の事例に応じた相談が受けられます。

後期高齢者医療制度に加入されているみなさまへ

8月下旬から9月上旬にかけ、ジェネリック医薬品を使用した場合、1か月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象にジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付しています。患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

- ※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。
- ※お薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もあります。かかりつけの医師又は薬剤師にご相談ください。

【お問合せ先】
 後発医薬品利用差額通知コールセンター
 フリーダイヤル 0120・53・0006（通話無料）
 和歌山県後期高齢者医療広域連合
 和歌山市吹上2丁目1番22号 日赤会館9階 ☎073・428・6688